平成16年第２回竜王町議会定例会

平成16年 5 月19日
午 前 11時 00開 議
於　　議　　場

1　議　事　日　程

日程第１	議第30号	専決処分につき承認を求めることについて （竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）
日程第２	議第31号	専決処分につき承認を求めることについて （竜王町税条例の一部を改正する条例）
日程第３	議第32号	専決処分につき承認を求めることについて （竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第４	議第33号	専決処分につき承認を求めることについて （平成16年度竜王町一般会計補正予算（第１号））
日程第５	議第34号	竜王町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
日程第６	議第35号	平成16年度竜王町一般会計補正予算（第２号）
日程第７	議員派遣について	

２　会議に出席した議員（13名）

１番　中　島　正　己	３番　中　村　義　彦
４番　近　藤　重　男	５番　辻　川　芳　治
６番　寺　島　健　一	７番　圖　司　重　夫
８番　竹　山　兵　司	９番　岡　山　富　男
10番　西　　隆	11番　川　嶋　哲　也
12番　若　井　敏　子	13番　勝　見　幸　弘
14番　村　井　幸　夫	

３　会議に欠席した議員（なし）

４　地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	福島　茂	助役	住田善和
収入役	福山繁一	教育長	犬井久夫
総務主監	林　吉孝	企画主監	佐橋武司
住民福祉主監	池田純一	産業建設主監	松尾　勲
総務課長	北川治郎	税務課長	杼木博子
生活安全課長	青木　進	住民福祉課長	西村喜代美
農業振興課長 兼農業委員会事務局長	三井せつ子	商工観光課長	川部治夫
建設計画課長	小西久次	上下水道課長	松村佐吉
教育次長	村地半治郎	学務課長	松浦つや子
生涯学習課長	竹山喜美枝		

５　職務のため議場に出席した者

主監兼議会事務局長	三崎和男	書記	古株治美

開議　午前11時00分

○議長（村井幸夫）　皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、13人であります。よって、定足数に達しておりますので、これより平成16年第２回竜王町議会定例会を再会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

これより、議事に入ります。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

日程第１　　議第30号　　専決処分につき承認を求めることについて
（竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）

○議長（村井幸夫）　それでは、日程第1、議第30号を議題として、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

［「なし」の声あり］

○議長（村井幸夫）　ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

［「なし」の声あり］

○議長（村井幸夫）　ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

日程第１、議第30号を原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（村井幸夫）　起立多数であります。よって、日程第１、議第30号は原案のとおり承認されました。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

日程第２　　議第２号　　専決処分につき承認を求めることについて
（竜王町税条例の一部を改正する条例）

○議長（村井幸夫）　日程第２、議第31号を議題として質疑に入ります。

質疑はありませんか。

12番、若井敏子議員。

○12番（若井敏子）　議第31号　竜王町税条例の一部を改正する条例の専決処分ですが、このことについて質問をします。

まず、今回の条例改正は、国の地方税法の改正によるものであるという説明を受けております。ところが、この内容は大変、町民に大きな影響を与えるものだというふうに感じています。そこでお尋ねをしたいのですが、まずそれぞれの改正について、町民に対する課税が広がる部分、負担が大きくなる部分についての概要。特に、どういう人たちが、何人ぐらいそういう対象があって、その影響額は総額幾らぐらいになるのかについて、それぞれの改正の内容についてご説明をいただきたいというふうに思います。

特に、お年寄りに対する課税、あるいは所得の低い層に対する課税が総体的に大きいものと思われるわけですけれども、その部分について詳しくご説明をいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（村井幸夫）　杼木税務課長。

○税務課長（杼木博子）　ただいま若井議員さんからご質問いただきました今回の条例改正に伴いまして、町民に対する課税が広がる部分、あるいは対象者、影響額等について答えてほしいということでございましたのでお答えさせていただきます。

今回の条例改正につきましては、老年者控除が廃止されますのが平成17年の所得税から50万円、それから平成18年度の住民税から48万円という額がそれぞれ控除の廃止になりまして、合わせまして年金控除額そのものの引き下げが65歳以上の方につきまして今まで140万円の控除がございましたんですが、それが120万円に改正されることになります。

一方、税条例の方の第24条で65歳以上の方で所得が125万円以下の人の非課税規定というのがございまして、それにつきましては改正いたしませんので、ざっと考えますと住民税よりも所得税への影響が大きいというふうに思われます。

今回、住民税だけで申し上げますと、平成18年度からは今まで265万円までの年金のみの収入の人は非課税ということでございましたが、その額が245万円というふうに20万円、低い額が非課税ということになります。それを超えます人につきましては、人それぞれ扶養親族とか、そういった所得控除額が違いますので一概には申し上げることができませんのでよろしくご理解いただきたいと思います。

控除対象者の人数とか影響額でございますが、税につきましては常に動向を見極めておく必要があるわけでございますが、現在行っております調査等の中で

はそういった人数とか、幾らの増収になるかという部分につきましては、まことに申しわけございませんが、算出しかねる状況でございますのでよろしくご理解いただきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、18年の町民税から税収がふえるというふうなことが予想されますので、近くまたその影響額等について調べさせていただきたいと思います。

もう１つは、生計同一の妻に対する非課税措置の廃止ということで、新たに課税になる方がふえるわけでございますが、この対象者は約1,000人というふうに見込んでおります。影響額といたしましては、17年に２分の１の1,500円を課税させていただきますので、掛け算しますと150万円。それから、18年度に3,000円という全額を課税させていただきますので、約300万円というふうに見込んでおります。平成16年につきましては、現在お納めいただいておりますのが約4,700人おられますので、それぞれ1,000円の増額になりますので470万円の増収になるというふうに見込んでおります。

以上でございます。

○議長（村井幸夫）　12番、若井敏子議員。

○12番（若井敏子）　ただいま、老年者控除については算出しかねるというお話でありましたけれども、いわゆる例えば65歳以上の人が何人いて、課税対象になっているのが何人なのかっていうぐらいの数字はわかりますかね。

それで、残ってる中でどれだけかが課税対象になる可能性のある人っていうことになるわけで、その比率とかは全くわからない部分ですけれども、まず65歳以上の人が何人いて、現在課税されてる人が何人いるのかというところについて教えていただきたいということと。

この所得、今、住民税の方の話がありましたけれども、所得税の方についてはお話がなかったので、それはどうなのかということと。

住民税や所得税が課税される対象になってくると、当然、国保税ですとか介護保険料にも影響するものがあるのかなというふうに思うんですけども、その辺についての影響はどういうふうに見ておられるのかについてお伺いしたいのが１点。

１点というか、さっきの質問の追加分が１点で、今の質問が２点で、もう１点は、ほんとに大きな変更というか、改正がされる、改正というか改悪なんですが、改悪がされる状況が専決でやられるっていうことに対する認識をどのよう

にお持ちなのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（村井幸夫）　杼木税務課長。

○税務課長（杼木博子）　若井議員さんの再度のご質問と新たなご質問にお答えいたしたいと思います。

まず、65歳以上の方で課税している人は何人かと。それから、今後、課税対象になる人は何人かというご質問だと思うんですけれども、先ほど申し上げましたように、現在行っております調査等の中では年齢別段階に分けた調査というのは行っておりませんので、その人数についてはちょっと把握しかねる状況でございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

それから、２点目の所得税、あるいは国民健康保険税、介護保険料への影響でございますが、所得税につきましては125万円以下の非課税というふうな規定がございませんもので、頭から50万円が控除額が減るというふうな考え方に立っていただきたいと思います。ですので、結果的には所得税の方がたくさん増額になると思われます。

それから、国民健康保険税と介護保険料の影響でございますけれども、それぞれの算定基礎の中には所得控除、老年者控除を含みます所得控除というものはございませんので、直接の増額はございません。ただ、先ほど申し上げましたように、同時に公的年金等の控除額が改正されますので、それに伴いまして65歳以上の方ですと年間153万円以上の方の年金受給者さんについては、国民健康保険税、あるいは介護保険料がふえるというふうに予想されます。

それから、３点目の専決でされることについて、どう思うかというご質問でございますが、ご承知いただいておりますように、地方税法、国の法律の方が平成16年３月31日に交付されまして、４月１日から施行されております関係上、専決しなければやむを得ない議会を開催させていただく暇がなかったということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（村井幸夫）　ほかにございませんか。

［「なし」の声あり］

○議長（村井幸夫）　ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

12番、若井敏子議員。

○12番（若井敏子）　今回提案されている専決処分について、反対の立場で討論をします。

国の地方税法の改正につきましては、自民党と公明党による税制改正大綱というものが出ているわけですけれども、それを見てみますと、地方分権の推進を支える税制だと、こういうふうな形で提起されています。けれども、その実態は何かと言えば、三位一体の改革という看板による国・地方への財政支出を大幅削減する、そういう状況の中で地方自治体と住民の負担で、その穴埋めを行うための改正。本来、三位一体の財政改革というのは、権限移譲と同時に税源移譲もされるべきものであるわけですけれども、その税源移譲をしないで、結果的には地方自治体と住民の負担で、その財政を捻出せよって、こういう意味を含めた改正が中心となっているように思われます。

老年者控除の廃止、個人住民税の増税、課税自主権の拡大は、住民負担による自助努力を求めるものでありまして、その一方で大企業優遇のための制度は、維持、整備されています。

老年者控除の適用を受けている高齢者については、この人たちは控除分だけ所得が上積みされて、それによって、新たに課税対象となる人が大変ふえてくると思われます。また、国税で公的年金控除が削減された影響によって、所得税の課税最低限が引き下げられ、個人住民税の課税最低限も250万円というふうになるわけで、250万円の年金収入のお年寄りは２万2,000円の住民税が課税されるということになります。さらに、所得に応じて負担する応能性のある国保税や、介護保険料の負担増も考えられることから、まさに今回の改正は高齢者いじめと言わなければなりません。

お年寄りの問題だけではありません。個人住民税の均等性、均等割、1,000円の引き上げ、生計同一の妻に対する非課税措置の廃止により、多くの町民から税金を取る制度となります。

町長は、提案説明の中で個人住民税均等割の引き上げは、都市と地方の格差がなくなったことからと言われましたけれども、果たしてこの都市と地方の格差、50万人以上の都市と竜王町のように１万3,000人の町が格差がなくなったということを認識できる人は何人おられるでしょうか。

女性の就労者もふえて、均等割の非課税でも所得割を納税している女性が多くなっている状況があります。均等割は、個人住民税の基礎をなしているわけで、低所得者への配慮がとりわけ重要で、多くの町民が不況に苦しむ今日、これら

の引き上げは適当なことではありません。国の法律が改正されたからと安易に悪政の右にならえでは、町民の暮らしを配慮した温かい施策こそ、今求められているという状況から、とても賛同できるものではありません。

つけ加えて申し上げますならば、特に早急に検討いただきたいのは、増税となる低所得者に対する国保税や介護保険料の減免措置です。この制度化を反対討論とともに要求し、以上、反対討論とするものです。

○議長（村井幸夫）　ほかにございませんか。

10番、西　隆議員。

○10番（西　　隆）　議第31号　竜王町税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

竜王町条例第24条、老齢者控除の廃止、年金控除の改正について。老齢者に課税される税がふえることは必至であるが、若い世代だけに負担を強いるのでなく、所得のある人に若者から老齢者までの公平な課税をすることについて賛成するものであります。

また、竜王町条例第31条、均等割の引き上げ、妻に対する均等割非課税措置の廃止について。均等割とは、個人と町行政の諸施策、住民サービス等に対する種々の応益負担に対し、経費の一部を住民に広く求めるものでありまして、その税の負担を通じて行政に参加されることを期待するものであります。負担分人という住民税の性格を最も端的にあらわしているものであります。よって、均等割の引き上げに、妻に対する均等割非課税措置廃止については、賛成するものであります。

以上、賛成討論といたします。

○議長（村井幸夫）　ほかにございませんか。

［「なし」の声あり］

○議長（村井幸夫）　ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

日程第２、議第31号を原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（村井幸夫）　起立多数であります。よって、日程第２、議第31号は原案のとおり承認されました。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

日程第３　　議第32号　　専決処分につき承認を求めることについて

（竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（村井幸夫）　日程第３、議第32号を議題として質疑に入ります。

質疑はありませんか。

［「なし」の声あり］

○議長（村井幸夫）　ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

［「なし」の声あり］

○議長（村井幸夫）　ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

日程第３、議第32号を原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（村井幸夫）　起立多数であります。よって、日程第３、議第32号は原案のとおり承認されました。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

日程第４　　議第33号　　専決処分につき承認を求めることについて

（平成16年度竜王町一般会計補正予算（第１号））

○議長（村井幸夫）　日程第４、議第33号を議題として質疑に入ります。

質疑はありませんか。

［「なし」の声あり］

○議長（村井幸夫）　ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

［「なし」の声あり］

○議長（村井幸夫）　ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

日程第４、議第33号を原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（村井幸夫）　起立全員であります。よって、日程第４、議第33号は原案のとおり承認されました。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

日程第５　　議第34号　　竜王町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条

例の一部を改正する条例

○議長（村井幸夫）　日程第５、議第34号を議題として質疑に入ります。

質疑はありませんか。

［「なし」の声あり］

○議長（村井幸夫）　ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

［「なし」の声あり］

○議長（村井幸夫）　ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

日程第５、議第34号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（村井幸夫）　起立全員であります。よって、日程第５、議第34号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

日程第６　　議第35号　　平成16年度竜王町一般会計補正予算（第２号）

○議長（村井幸夫）　日程第６、議第35号を議題として質疑に入ります。

質疑はありませんか。

８番、竹山兵司議員。

○８番（竹山兵司）　議第35号　平成16年度竜王町一般会計補正予算第２号の歳入３億875万、県支出金、歳出の農林水産費同額につきまして、先刻も説明を受けましたが改めてご説明いただきたいと思います。

○議長（村井幸夫）　三井農業振興課長。

○農業振興課長（三井せつ子）　竹山兵司議員さんの、ただいまの補正第２号のご質問、農業生産総合対策事業の補助金、歳入３億8,075万円、また歳出同じく３億8,075万円の補助事業の内容等につきましてご説明を申し上げたいと思います。

この件につきましては、竜王の新カントリー、新竜王カントリーエレベーターの建設事業の補助事業でございまして、国の農業生産総合対策事業の補助金の事業でございます。

今回お願いしております、この農業生産総合対策事業の補助金につきましては、カントリーの整備でございますが、ブランド日本農産物供給対策確立条件整備事業で、米・麦の穀物観光調整貯蔵施設の補助事業でございます。事業主体が、

ＪＲグリーン近江農業協同組合になっておりまして、カントリーの整備につきましては3,000トンの規模、補助対象の規模は2,500トンになっております。

事業費といたしましては、11億502万円の事業費でございますが、補助対象事業費が９億2,084万8,000円でございます。補助金が、国の補助金が３億6,025万円でございまして、カントリーには県の補助事業、補助金はついておりません。カントリーの部分の中に滋賀県が環境こだわり農産物の認証制度を進めている関係から、農薬等が使えないという関係がございまして、亀虫とか色彩選別機のみが県から250万円、補助金がついているわけでございます。

そういう関係から、農業生産総合対策事業につきましては３億8,075万円、国・県の補助金がついているわけでございますが、支出の分におきましても町単の補助がついておりませんで、そのままＪＲグリーン近江の事業主体でございます、事業主体の方に３億8,075万円を農業生産総合対策事業の補助金として歳出で支出をさせていただくものでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

以上、竹山議員さんへのお答えとさせていただきます。

ただいま、回答の中で３億875万円に訂正をさせていただきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（村井幸夫）　８番、竹山兵司議員。

○８番（竹山兵司）　緑と文化の町を標榜する我が町の基幹産業の農業は、竜王町の生活自然環境を守る最も大切な産業でございます。こうしたときに、良質米づくりにつきまして新しいカントリーが新設されるということは住民等しく希望するものでありますが、町としてもこうした農業を守る町として、それなりの手だてが考えられるべきであると思いますが、いかがでございましょうか、お尋ねいたします。

○議長（村井幸夫）　佐橋企画主監。

○企画主監（佐橋武司）　ただいまの再質問にお答えを申し上げたいと思います。

もちろん、農業を産業基盤としたまちづくりでございますが、現時点では、このカントリーエレベーターを主にした補助対象の助成制度を町としては制度化をしておりませんので、現時点では補助金を、町の町費を上積みさせていただくという考えは持ち合わせをしておらないのが現状でございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（村井幸夫）　８番、竹山兵司議員。

○８番（竹山兵司）　現在、そうした制度がないということでありますけれども、そういった制度をぜひ設けるべきだと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（村井幸夫）　要望ですか。

８番、竹山兵司議員。

○８番（竹山兵司）　ぜひ、制度を設けるという確約のお答えをいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（村井幸夫）　佐橋企画主監。

○企画主監（佐橋武司）　再々質問でございます。

その内容につきましては、あくまでも補助金交付要綱を今、制度化しておらないという現状をご報告を申し上げ、ご回答申し上げておりますので、今後のそういった上積みについてのご要望については、現時点ではちょっとお答えをさせていただくことができない現状でございます。

ご要望としてご理解はさせていただきたいと、このように思いますのでよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（村井幸夫）　ほかにございませんか。

［「なし」の声あり］

○議長（村井幸夫）　ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（村井幸夫）　ご異議なしと認めます。

よって、日程第６、議第35号は、総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

日程第７　議員派遣について

○議長（村井幸夫）　日程第７、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第119条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することにいたしたいと思います。

なお、緊急を要する場合は、議長においてこれを決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（村井幸夫）　ご異議なしと認めます。

よって、本件は、そのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長まで報告していただくようお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって、本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会　午前11時30分